芦屋市手数料条例新旧対照表（平成２７年１０月５日施行分）

（下線部分は，改正部分）

改正案

別表（第2条関係）

1　総務関係　（表省略）

2　民生関係

番号	事務	名称	金額
1～5	（省略）		
6	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付（通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	通知カードの再交付手数料	1枚につき　500円
7～25	（省略）		

3　建設関係～5　その他共通関係　（表省略）

現　行

別表（第2条関係）

1　総務関係　（表省略）

2　民生関係

番号	事務	名称	金額
1～5	（省略）		
6～24	（省略）		

3　建設関係～5　その他共通関係　（表省略）

芦屋市手数料条例新旧対照表（平成２８年１月１日施行分）

（下線部分は，改正部分）

改正案

別表（第2条関係）

1　総務関係　（表省略）

2　民生関係

番号	事務	名称	金額
1～3	（省略）		
4・5	（省略）		
6	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得な	個人番号カードの再交付手数料	1枚につき　800円

現　行

別表（第2条関係）

1　総務関係　（表省略）

2　民生関係

番号	事務	名称	金額
1～3	（省略）		
4	住民基本台帳法第30条の44第1項又は第11項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付又は再交付	住民基本台帳カードの交付手数料又は再交付手数料	1枚につき　500円
5・6	（省略）		

改正案				現　行	
	いものとして市長が認める場合を除く。）				
7～25	（省略）			7～25	（省略）
3　建設関係～5　その他共通関係　（表省略）				3　建設関係～5　その他共通関係　（表省略）	

各カードの概要

	通知カード	個人番号カード	住民基本台帳カード
カードのイメージ	 	 	 ＜写真付き＞ ＜写真無し＞
交付対象	住民登録者	申請者	申請者
交付時期	平成２７年１０月以降	平成２８年１月以降	平成２７年１２月まで
有効期間	無し	１０回目の誕生日まで（２０歳未満については５回目の誕生日まで）	１０年間
用途	・税，社会保障関係の申請時など	・税，社会保障関係の申請時など ・身分証明書 ・マイナポータル，電子申告など	・身分証明書 ・電子申告など
交付手数料（１枚）	無料	無料	５００円
電子証明書		無料	５００円
合計		無料	１，０００円
再交付手数料（１枚）	**５００円**	**８００円**	５００円
電子証明書		２００円	５００円
合計		１，０００円	１，０００円

※　電子証明の手数料は，総務大臣の指定する指定認証機関（地方公共団体情報システム機構）が定め，その徴収は市が行い，指定認証機関に納付する。
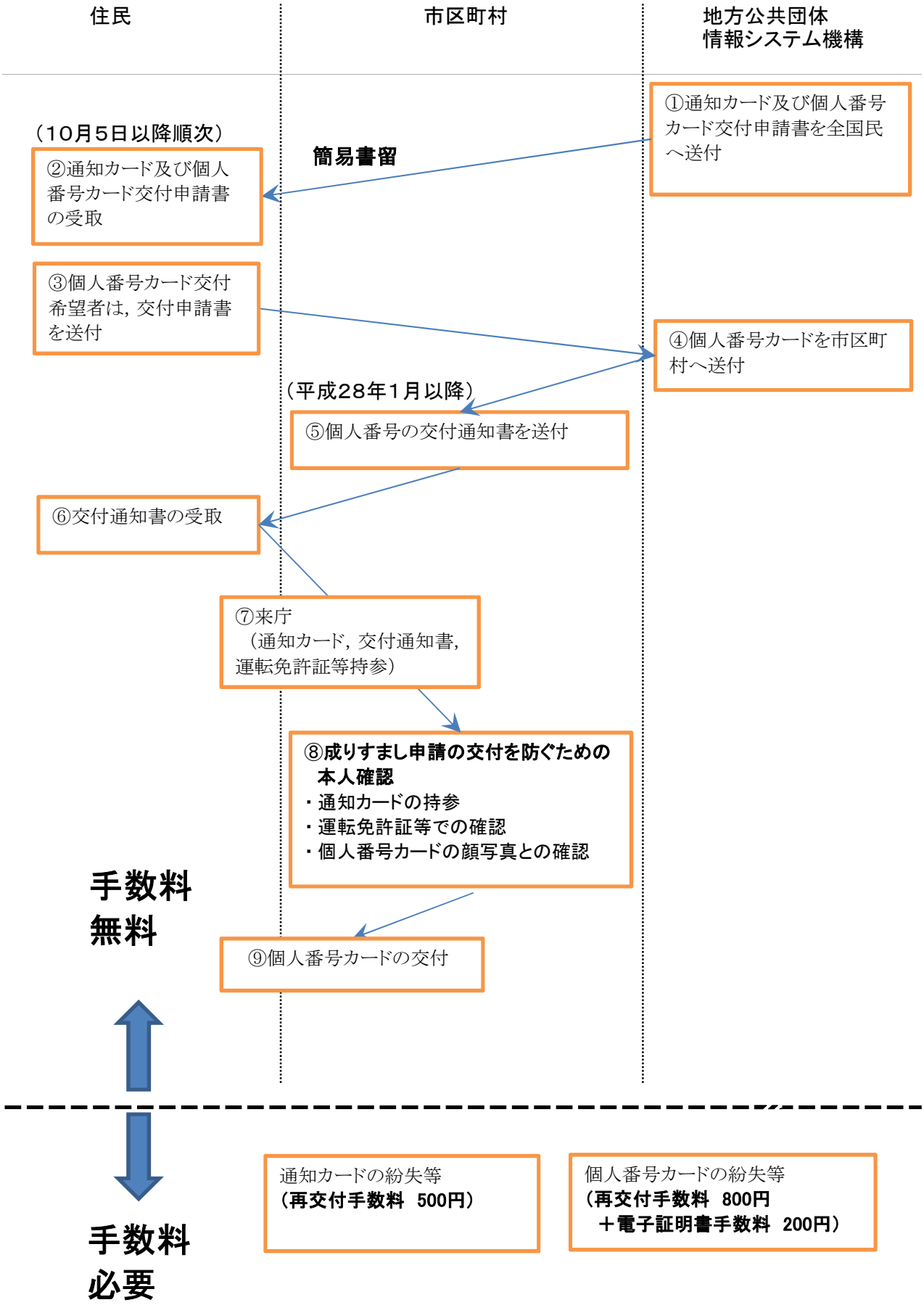
通知カード及び個人番号カードの交付の概要